

※平成13年3月現在の法令等に即した内容となっています。

※個々の事例は、必ずしも事案の内容の全部を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

### 113 住宅取得資金の贈与を受けた者が年の中で出国した場合の住宅取得資金の贈与の特例の適用の可否

#### 【照会要旨】

住宅取得資金の贈与を受け居住用不動産を取得した者が、その居住用不動産を自己の居住の用に供した後、夫の海外転勤に伴い、当該贈与を受けた年の中で出国した場合、措法第70条の3第1項（住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例）の規定の適用があるか。

#### 【回答要旨】

住宅取得資金の贈与の特例の適用要件の一つとして、「当該贈与による取得の日の属する年の翌年の3月15日までに、当該住宅取得資金の全額を当該対価に充てて住宅用家屋を新築等をし、これを当該個人の居住の用に供したとき」とされているが、「居住の用に供した」かどうかは、その住宅用家屋をその者の生活の拠点として利用したかどうかにより判断すべきであると解される。したがって、照会の場合、その住宅用家屋の購入契約時において、海外転勤が予定されておらず、入居時に海外転勤に伴う出国が予定されていても、その住宅用家屋が帰国後に於いて居住予定のものであると認められるときは、この要件を満たすものと考えられる。

#### 【関係法令通達】

措法 70の3①